

きらり岡谷市民病院園

入園のしおり

(重要事項説明書)

きらり岡谷市民病院園

長野県岡谷市本町 4 丁目 11-33

TEL:0266-23-6656

FAX:0266-78-7275

保育園修了時まで使用しますので大切に保管してください。

令和 2 年度

2020 年 2 月 1 日改定

児童憲章

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境の中で育てられる。

出典：文部科学省より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/attach/1298450.htm

「子どもの権利条約」-4つの柱

○ 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。



○ 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。



○ 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。



○ 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。



出典：日本ユニセフ協会より

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

目 次

1	きらり岡谷市民病院園 保育理念・方針	1
2	施設の概要	2
3	利用料等	4
4	提供する保育の内容	5
5	給食について	6
6	入園に際してのお願い	7
7	保健と健康管理について	9
8	緊急時における対応方法	12
9	災害に備えて	14
10	保育園の持ち物	15
11	その他	17
12	個人情報の取り扱いについて	18
	くすり連絡票	19
	登園届	20
	登園に関する医師意見書	21
	重要事項に関する同意書 兼 契約書（保護者控）	
	重要事項に関する同意書 兼 契約書（保育園控）	

1. きら岡谷市民病院園 保育理念・方針

■ 組織理念

子育て支援を通して地域社会に貢献します。

家族のような温かい雰囲気の中、お子様にとっての“もうひとつのお家”を提供いたします。

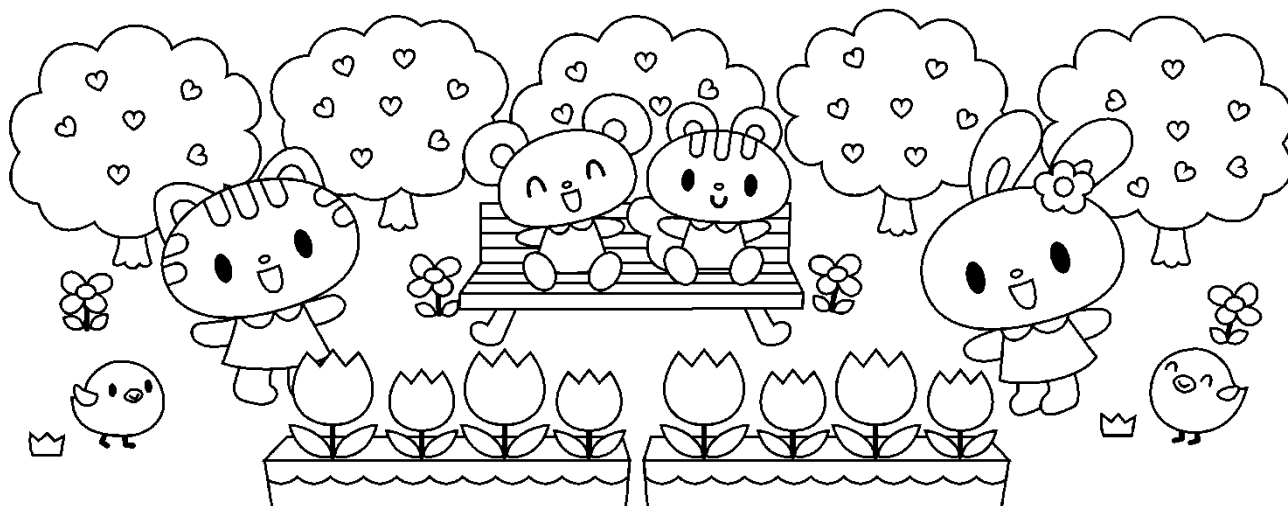
■ 保育理念

安心安全で楽しく清潔な日々を共に過ごすことにより、子どもの健やかな育ちをたすけます。

■ 保育方針

少子化により従来あった兄弟姉妹との関りや、地域で年齢の異なる子ども同士で関わる機会が減少していますが、子どもの発達にとってこれらは重要であると考えます。

異年齢間の交流を積極的に行うことで、子どもが手助けをしたり、他者へのいたわりや思いやりの気持ちや、憧れの気持ち、新たな活動への挑戦の意欲を学ぶ機会を大切にします。



2. 施設の概要

■ 運営主体(事業者の概要)

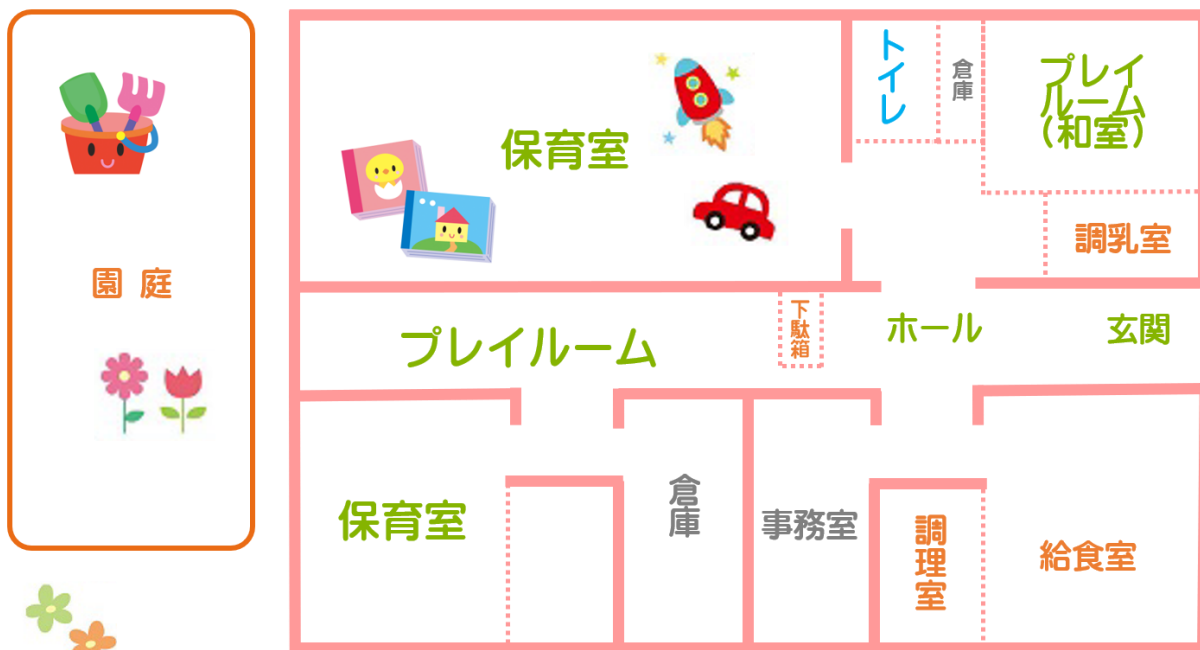
事業者の名称	特定非営利活動法人きらり
事業者の所在地	〒399-0745 長野県塩尻市大門桔梗町 2-1 ワコウビル 1 階
事業者の連絡先	0263-88-8416
代表者氏名	理事長 丸茂徹之

■ 施設の概要

種別	地域型保育認可 事業所内保育所			
名称	きらり岡谷市民病院園			
所在地・連絡先	長野県岡谷市本町 4 丁目 11-33			
開設年月日	2016 年 4 月 1 日			
施設長(園長)	丸茂 桂子			
利用定員 従業員枠 地域枠 合計	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	2人	5人	5人	12人
	2人	2人	3人	7人
	4人	7人	8人	19人
対象年齢	生後6か月から2歳児まで			

■ 施設・設備の概要

敷地面積	155 m ² (園庭含まず)		
屋外遊技場(園庭)	50 m ²		
構造	鉄筋コンクリート造 3階建て1階部分		
施設設備	乳児・ほふく室	1室	和室/畳
	保育室	4室	
	子ども用トイレ (職員兼用)	3室	
	調乳室	1室	
	医務室 (保育室兼用)	1室	
	調理室	1室	



きらり岡谷市民病院園

案内図

■ 職員体制(令和2年2月1日現在)

	保育士	栄養士 (事務局付)	調理員 (給食センター)
員数	5人	1人	2人
常勤	4人		
非常勤	1人	1人	2人

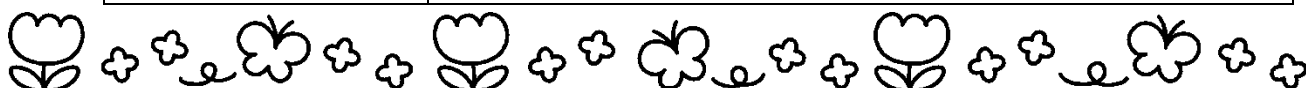
■ 保育日・保育時間

(1)開所日・休所日

開所日	毎週月曜日～土曜日
休所日	日曜日 国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)

(2)開所時間

月曜日～金曜日	7:30～20:00
---------	------------



3. 利用料等

(1) 利用者負担額 <月極保育料>

保育形態			保育料金	備考
通常保育	標準時間	8:00～19:00	居住市区町村 の基準額	昼食代、ミルク 代、おやつ代、光 熱水道代込
	短時間	8:00～16:00		
早朝保育	標準／短時間	7:30～8:00	500円／1回	
延長保育	標準	19:00～20:00	500円／1時間	
	短時間	16:00～20:00		

※ 上記料金には消費税込みの金額となります。

※ 早朝保育、延長保育は、原則事前予約制です。なお急な追加・キャンセルがあった場合は、すぐにお知らせください。

※ 慣らし保育を希望される場合、保育料はお住まいの市区町村によって取り扱いが変わります。職員までご相談ください。

(2) その他費用(保育補助費)

カラー帽子	968円／入園時
スポーツ振興センター 災害給付	365円／1年ごと

(3) 支払方法

保育料の納入は、現金徴収となります。15日までに直接園にお持ちください。

従業員利用の方	現金徴収
地域枠利用の方	現金徴収

※ 当月中に保育料の納入をいただけない場合は、翌月より利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

4. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

平成 30 年 4 月から施行された保育所保育指針では、保育所も「幼児教育」を行う施設として位置づけられました。

大人になったとき、どんな能力が身についていれば、幸せになれるのでしょうか。

これまでは、知識の量や論理的思考がその決め手だと思われてきました。しかし、今はそういったテストで測れる「認知能力」よりも、「忍耐力」「社会性」「自信・楽観性」などの「非認知能力」が重要だと研究でわかってきています。しかも、0～2 歳は非認知能力が育つための重要な時期であることが知られています。

信頼できる大人に囲まれ、自己肯定感という心の根幹をもとに、非認知能力という葉が育ちます。非認知能力が育つことで、認知能力という実がなるんですね。

2000 年にノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマンは、教育経済学において「幼少期に非認知的な能力を身につけておくことが、大人になってからの幸せや経済的な安定につながる」と言っています。当園では、日々の生活の中で“生きていく力の芽”を育みます。

■ 1 日のスケジュール

8:00	順次登園、全体保育
9:20	遊び 活動
	遊び（室内外・散歩）
11:00	手洗い、昼食、歯磨き
12:30	午睡開始
15:00	起床、手洗い、おやつ
15:30	順次降園、全体保育
19:00	最終降園

■ 年間スケジュール（都度、誕生日会も行います。）

4月	お花見
5月	歯科・内科検診
6月	
7月	七夕
8月	水遊び
9月	
10月	ハロウィン
11月	歯科・内科検診
12月	クリスマス会
1月	
2月	ひなまつり、豆まき
3月	お別れ会



5. 給食について

乳幼児期の健やかな心身の発達と成長のためには、毎日の食事が大切な役割をはたします。主食、副食を含めた完全自園調理で、個々の発達状況などを理解し、安全面に充分配慮して実施しています。

たくさん食べたり栄養バランスをとることに気をとられてしまいがちですが、0～2歳の子ども達には、食事に興味をもったり、どんな味がするのかをみんなで話したり、「おいしいね」「楽しいね」を優先させ、ごはんが楽しみ！と思えるようになってほしいと思います。

■ 給食内容と栄養について

0歳児	ミルク+離乳食	1日の栄養量の60～50% 月齢によって変わるため変動あり
1・2歳児	昼食+おやつ1回(午後15時)	1日の栄養量の50% 約450cal

■ 献立について

管理栄養士が子どもの発育状況を踏まえ作成しています。献立の内容は、月末に翌月の献立表を配布いたします。材料の都合で変更することもあります。夕食との組み合わせなどの参考にしてください。

■ 提供方法

自園調理で提供しています。

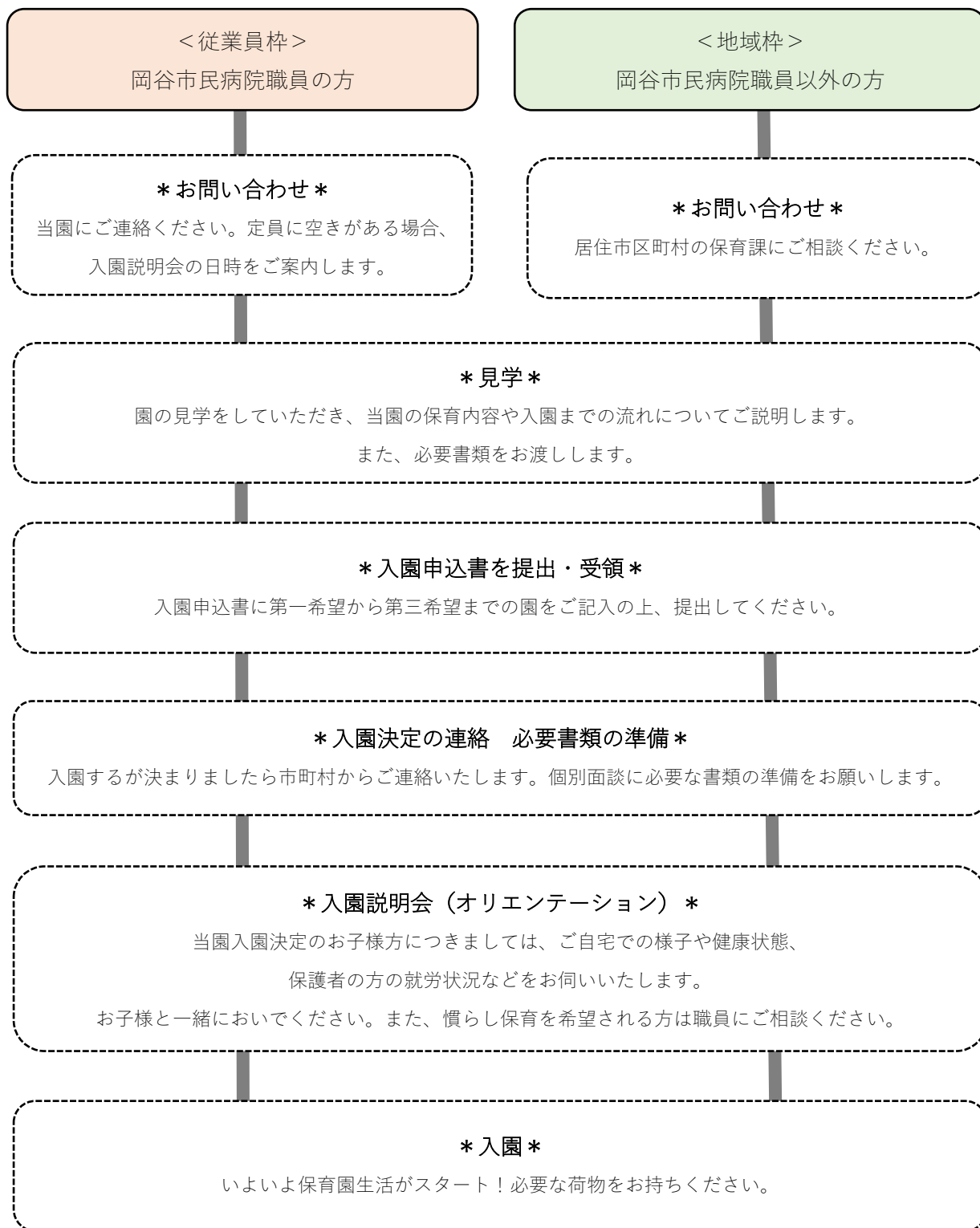
■ アレルギー対応について

当園では、設備上の理由から完全なアレルギー除去対応ができません。

お子様の安全を第一に考え、アレルギー対応については保護者の意向、医師の見解、お子様の状態を総合的に勘案した上での判断となりますのでご了承ください。

6. 入園に際してのお願い

■ 入園について(随時受付)



■ 休園について

連続して月の半数を超える休園をする場合は、事前に園長、又は保育士にお知らせください。

■ 退園について

- ① 従業員枠をご利用の方は、原則、岡谷市民病院退職月末をもって当園も退園となりますのでご了承ください。
- ② 退園 1 か月前までに、退園届を届け出てください。
- ③ 保育所を利用しているお子さんがいる場合の育児休業時利用については、各市町村によって取り扱いが異なりますので、お住いの市町村にお問い合わせください。

■ 登園、降園に関すること

- ① 欠席、遅くなる場合は、朝 9:00 までにご連絡ください。
なお、連絡ができないやむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。
- ② 毎日、健康状況(顔色、発熱、食事の量、便の状態等)をよく観察し、気になる事がある場合はお知らせください。
- ③ 保育中に体の具合が悪くなったり、怪我等した時には連絡をします。状況によってはお迎えに来ていただくこともあります。
- ④ 保育園への送迎は、保護者が行ってください。
 - ・ 迎えに来る方が、いつもと異なる場合は、必ず事前にお知らせください。
その場合、写真とお名前のわかるものをご持参ください。
 - ・ 緊急連絡票に記載されていない方がお迎えの場合、お身内の方でも確認が取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください

■ 保護者の連絡先について

- ① 引っ越しや勤務先が変わった場合はすぐに園にお知らせください。連絡先は常に最新の状態にしておいてください。
- ② お休み、出張、研修等で勤務先に不在の場合には、事前に連絡先を職員へお伝えください。
- ③ 連絡は原則として「緊急時の連絡先」記載の順に連絡しますので、ご了承ください。

■ 保育園からの連絡等に関して

- ① 保育での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために「連絡ノート」を活用します。体温、食事、遊び、排便状況、お子さんの様子をできるだけ詳しく記入してください。気になることがある場合には、口頭でもお知らせください。
- ② 月に 1 回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
- ③ 日々の連絡もありますので、掲示板等は毎日必ずご覧ください。
- ④ 提出物は、必ず期限までに提出してください。

7. 保健と健康管理について

■ 園で行う健康診断、諸検査について

項目	内容	回数及び時期
健康診断	内科	年 2 回(9 月・3 月頃)
	歯科	年 2 回(9 月・3 月頃)
身体計測	身長・体重	毎月 1 回

- 保育中に具合が悪くなった場合には、保護者にお知らせします。症状によっては早めのお迎えをお願いします。発熱の場合、お迎えをお願いしています。
 - 病院枠…38.5℃
 - 地域枠…37.5℃(P22 厚生労働省感染症ガイドライン 参照)

- 急な病気やけがの場合には、園にて病院へお子さんをお連れすることがあります。医師の処置が必要と判断される場合は、保護者へ連絡の上、医療機関で受診します。保護者に連絡がとれない場合は、お子さんの身体の安全を優先させ、当保育園が責任を持って対処しますのであらかじめご了承ください。

- 投薬は「医療行為」です。保育園では原則として行うことができません。

- ① 保育園での投薬は原則的に行いません。医療機関で受診する際は保育園に通っていることを医師に伝え、家庭で服用できるようにご相談ください。
(朝・晩または、朝・夕・寝る前など)
医師の判断により集団保育可能で尚且つ、保育時間中の投薬が必要な場合は、「薬の連絡票」の提出をお願いします。なお「薬剤情報提供書」が有る場合には、併せて添付してください。(原則、保護者が園に来ての投薬となります。)
- ② 取り扱う薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬剤調剤したものに限りません。保護者の方の個人的な判断で持参した薬は、対応できません。(目薬、塗り薬、坐薬等も同様とします)
- ③ 「薬の連絡票」の用紙は、保育園にあります。保護者の方が記入してください。
- ④ 「与薬指示書」の用紙は、保育園・医療機関にあります。

- 伝染性感染症の疑いがある場合は登園できません。
保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について届出書の提出をお願いします。
感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

厚生労働省の指導により「保育所における感染症対策ガイドライン」にそって対応しておりますので、ご協力をお願いします。

■ 医師が記入した「登園許可証明書」が必要な感染…●

■ 保護者が記入する「登園届」が必要な感染…○

※「登園許可証明書」は保育園にあります。かかりつけ医師に記入いただきます。

※「登園届」はこの入園案内の最後に綴じてあるものをコピーしてご利用ください。

保護者が記入するもの。(医師からの口頭でよいもの)

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか) ●	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ ●	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日はしか) ●	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう) ●	すべての発疹が、かさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ●	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核 ●	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎(プール熱、アデノウイルス感染症) ●	主な症状が消失した後2日経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目) ●	医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳 ●	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎 ●	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等) ●	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症 ●	抗菌薬内服後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ) ●	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
伝染性膿痂疹(とびひ) ○	皮疹(ひしん)が乾燥していること。医師の指示に従う
突発性発疹 ○	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性紅斑(りんご病) ○	全身状態がよいこと
手足口病 ○	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ ○	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ○	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ○	すべての発疹がかさぶたになってから
マイコプラズマ肺炎 ○	発熱や激しい咳が治まっていること

<参考> 保育所における感染症ガイドラインより

■ 予防接種について

予防接種は体調の良い時に計画的にお受けください。予防接種を受けた後は、観察が必要です。ご家庭で保育できる時に接種を受けてください。接種後やむを得ず登園される場合は事前に職員までお知らせください。また、受けた予防接種の項目は毎月お配りしている「身体測定記録」に記入してください。

■ 嘱託医

病 院 名	岡谷市民病院 小児科
医 師 名	高木 峰生
所 在 地	長野県岡谷市本町 4 丁目 11-33
電 話 番 号	0266-23-8000

■ 嘱託歯科医

病 院 名	岡谷市民病院 歯科
院 長	秋田 大輔
所 在 地	長野県岡谷市本町 4 丁目 11-33
電 話 番 号	0266-23-8000

8. 緊急時における対応方法

事件・事故・また子どもに体調の急変などが生じた場合、速やかに岡谷市民病院管理課、保護者へ連絡します。また適切な行政機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

■ 管轄する消防署

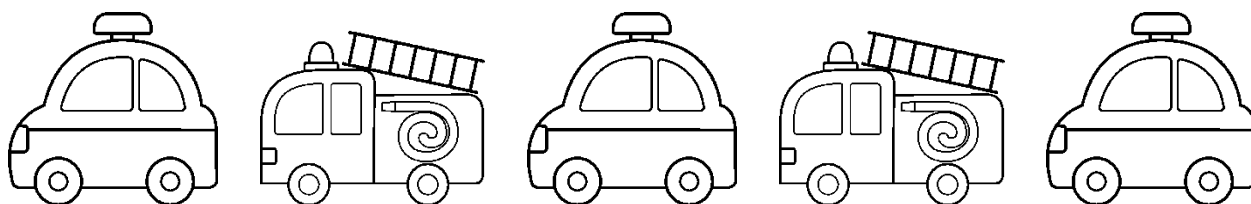
消 防 署 名	諏訪広域消防本部 岡谷消防署
所 在 地	岡谷市加茂町1丁目2-6
電 話 番 号	0266-22-0119

■ 管轄する警察署

警 察 署 名	長野県 岡谷警察署
所 在 地	岡谷市神明町 3-14-31
電 話 番 号	0266-23-0110

■ 最寄りの交番

交 番 名	岡谷警察署 中央交番
所 在 地	岡谷市幸町 8-37
電 話 番 号	0266-22-79439

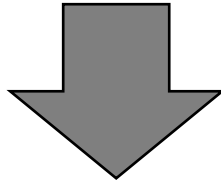


災害時や通院が必要な疾患・ケガが起こった場合

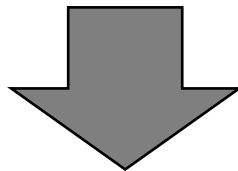
◎緊急連絡の流れ

第1報 園長

状況を報告し、指示を仰ぐ。



第2報 通院が必要な場合、岡谷市民病院(23-8000)に電話、
希望の科につなげてもらう。
場合によっては警察(110)消防署(消防・救急 119)へ連絡する。



第3報 事務局(0263-88-8416)または

理事長(090-8329-3118)へ報告する。

必要な場合、岡谷市役所子ども課

(0266-24-2755)にも報告する。

※受診する場合、保護者の方への連絡は状況が分かり次第すみやかに行う。

※一刻を争う場合はすぐに保護者の方へ連絡をいれる。

※受診する場合、保険証の写しと住所がわかるものを持参する。

9. 災害に備えて

当保育園の建物は、十分な耐震強度を備えております。地震等の大災害時には、近隣からの出火があったり、避難場所への避難命令が出ない限り、園外には出ずに園舎内にてお迎えをお待ちします。

防 火 管 理 者	岡谷市民病院
避 難 訓 練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防 災 設 備	消火器、自動火災報知機、非常警報器及び設備等を備えています。
一 次 避 難 場 所	東側駐車場

■ 緊急時の連絡方法について

災害時は、

- ① N T T 災害用伝言ダイヤル
- ② 保育園入口の掲示

いずれの可能な手段にて、園児の安否及び避難場所をお知らせします。

① NTT 災害用伝言ダイヤル

「災害用伝言ダイヤル」とは、地震や噴火等の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される NTT が設置する「声の伝言板」です。このシステムを使えば、保育園が「171」を利用し、園児及び保育園の状況を伝言で録音し、その録音した伝言を保護者の方が電話で聞き、子どもの安否を確認することができます。

「災害用伝言ダイヤル」の提供時には、テレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等をお知らせするほか、電話がかかりにくくなっている場合に流れる「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」のご案内を行う等の方法でお知らせします。詳しくは NTT 東日本 HP「災害用伝言ダイヤル」をご覧ください。

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

② 保育園入口への掲示

園外へ避難をした場合は、行き先を保育園入口に掲示します。

10. 保育園の持ち物

※持ち物についてのお願い※

- 紛失や間違いを防ぐため、全ての持ち物に記名をお願いします(下着なども)
- オモチャは持参されないようにお願いします。
- 靴は運動靴で履きなれたサイズの合ったものをお願いします。(天気の悪い日や冬場はブーツ、長靴でも可)
又、汚したり濡れたりする事もある事をご了承ください。
- 女の子の髪ゴムは、自分で切ってしまったたり予期せず切れたりする可能性があることをご了承ください。
- ヘアピンはケガの元になりますので付け不要をお願いします。
- 汚れ物を持ち帰りましたら、必ず補充をお願いします。
- 園からお着替えを借りた場合は、お洗濯をしてお返してください。
- 口拭き、手拭きタオル、給食エプロン、お尻ふきは園で用意します。

※登園・降園時のお願い※

- 給食の関係がありますので、当園、欠席連絡は午前 9 時までに必ず連絡をお願いします。
- お子様が感染症にかかってしまった場合は、当園許可証を必ず医師に記入して頂き、園に提出してください。保護者が記入する登園届も忘れずに提出ください。
- お迎え時間のご協力をお願いします。(短時間 16:00・標準時間 19:00)
時間を過ぎてしまうと 1 時間 500 円の延長料金がかかります。
- お迎え時間は活動の区切り上、15:30 以降だとゆっくりおやつが食べられます。

入園時にお持ち頂くもの

- お着替え(上下服・肌着・靴下それぞれ 2 枚ずつ)
 - ・衣替えの時期になったら交換をお願いします。必要であればスタイ、布パンツ等もお持ちください。(全てのものに名前をお願いします)
 - ・年齢に応じて着脱しやすいもの(ズボンはウエストがゴムになっているもの)動きやすいものをお願いします。
- スーパーのビニール袋 数枚(記名無し)
 - ・汚れ物が出た場合に使用します。少なくなってきたら随時お願いすることがあります。

●オムツ1パック

- ・外側の袋に記名をしてください。
- ・園でお尻の部分に記名をします。残り少なくなったらお知らせします。
- ・お尻ふきは園で用意したものを使用しますが、肌に合わない等ありましたらお持ちください。

●箱ティッシュ2箱(記名無し)

●歯ブラシ1本(記名お願いします)

●布団セット

(季節によっては夏はバスタオル、冬は毛布でも構いません)

- ・こだわりのあるものがあればお持ちください。毎週末にお返ししますのでお手入れをお願いします。カラー帽子もお洗濯お願いします。

●通園バック

- ・お子様の好きなものをお持ちください。キーホルダーやバッジ類は紛失の可能性がありますので付けてこられないようにお願いします。

●健康保険証・母子手帳のコピー1部

- ・保険証は両面を、母子手帳は最新の検診時のページ(見開き)をコピーしてください
(保育士に渡して頂ければ園でもコピー出来ます)

●家庭の調べ

●未摂取食材確認表

●スポーツ保険

●HP 同意書

●保育契約書



11. その他

■ 保育園へのご意見・ご要望・苦情への対応について

保育サービスの向上をはかるため、ご意見・ご要望・苦情等のご相談の窓口を設置しています。お気づきの点がございましたら、受付担当者・解決責任者へご連絡をお願いします。受付けた場合には適切に対応し、改善を図るよう努めます。

相談・苦情受付担当者	有賀 佐也香
相談・苦情解決責任者	園長:丸茂 桂子
その他	特定非営利活動法人きらり 事務局 TEL:0263-88-8416

■ 保険の加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害給付に全園児加入していただきます。
そのほか賠償責任保険も加入しています。

¥365(年)

賠償責任保険引受保険会社

: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

	基本保障
対人賠償(1事故)	5,000 万円
対物賠償(1事故)	200 万円



12. 個人情報の取り扱いについて

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、下記の個人情報取扱指針に従って個人情報の重要性を認識しプライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。

1. 個人情報の取り扱い運営上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。例えば以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・ 入園にあたり提出いただく書類等にご記入
- ・ ご提出いただくことによる取得
- ・ お問い合わせへ対応するために電話の内容を記録することによる取得など

2. 個人情報の利用目的取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、「入園のしおり」に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、掲示等により公表します。

- ① 日常の保育を実施するにあたって必要な範囲での利用、管理

(利用の例)

- ・ ロッカー、、連絡ノート、下駄箱、おたより等への記名
- ・ 児童の健康管理に伴う園の嘱託医、歯科医への情報提供
- ・ 在園児保護者に配布する園からのおたより、写真等、保育に関係する園内書類への掲載

- ② 当法人が取り扱う保育サービスの案内、それに付帯・関連する各種案内、提供および管理

- ③ 問い合わせ・依頼等への対応

- ④ その他、保護者の皆様との連絡・連携を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保護者の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

以下の場合を除き、保護者の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 当法人の運営遂行上必要な範囲内で、行政機関・業務委託先に提供する場合

個人情報保護法第16条第3項

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

登園届（保護者記入）

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については「登園許可証明書」は不要ですが、必ず受診し、保護者記入の【登園届】の提出をお願いします。

※※受診結果については速やかに保育園へ連絡してください※※

登園届		
きらり岡谷市民病院園 園長あて		
園児氏名 _____		
病名「 _____	」と診断され	
令和 年 月 日 医療機関名「 _____ 」において		
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので当園いたします。		
令和 年 月 日 保護者氏名 _____		

* 医師の診断を受けて、保護者の方が記入する登園届が必要な感染症

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドラインより ※一部「学校保健安全法施行規則」準用

●登園に関する医師意見書●

きらり岡谷市民病院園 園長様

園児氏名 _____

下記の疾患に罹患したため療養を指示していました。

病状は回復して集団生活に支障がない状態になったので、 月 日から登園可能であると判断します。

医師の意見書が必要な感染症 該当する感染にチェック

感染症名	登園のめやす
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
<input type="checkbox"/> はしか/風疹	解熱後 3 日経過後/ 発しんが消失してから
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
<input type="checkbox"/> インフルエンザ	発症後 5 日経過し解熱後 3 日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが、かさぶたになってから
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(プール熱) ※アデノウイルス感染症を含む	主な症状が消えた後 2 日を経過してから
<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
<input type="checkbox"/> 感染症胃腸炎(ノロ・ロタ)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事が取れること
<input type="checkbox"/> 溶連菌	感染の恐れがないと医師が認めてから
<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	
<input type="checkbox"/> 結膜炎・角膜炎(急性も含む)	
上記以外の感染症:	

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____

重要事項に関する同意書 兼 契約書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。（説明書番号：2020-岡-1）

保育園名　：きらり岡谷市民病院園

所在地　　：長野県岡谷市本町4丁目11番33号

説明者職名：　　　氏名　　　　　　　　　印

私は、「重要事項説明書」に基づいて、きらり岡谷市民病院園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、「入園許可書」に基づき、きらり岡谷市民病院園の入所を確認したことを届け出します。

年　　月　　日

保護者住所　：

児童氏名　　：

保護者氏名　：　　　　　　　　　　　印（署名でも可）

児童から見た続柄：



重要事項に関する同意書 兼 契約書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。（説明書番号：2020-岡-1）

保育園名：きらり岡谷市民病院園

所在地：長野県岡谷市本町4丁目11番33号

説明者職名： 氏名 印

私は、「重要事項説明書」に基づいて、きらり岡谷市民病院園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、「入園許可書」に基づき、きらり岡谷市民病院園の入所を確認したことを届け出します。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印（署名でも可）

児童から見た続柄：